教育委員会
指導・研修担当課　御中
2003／4／1 No.63　発行
無断転載・コピー禁止

教職研修資料

教育行政版

(発行) 教育開発情報センター
東京都文京区本郷2-15-13
TEL（03）3815　7066
http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

■指導行政のポイント

中教審答申と“法改正”

菱村　幸彦

３月 20 日，中央教育審議会は，答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を公表した。本紙でその全体を取り上げる余裕はないが，ここでは中教審答申に伴う法改正について考えてみよう。

改正法案の上程時期は微妙

答申に基づく法改正は二段階に分かれよう。第一段階は,教育基本法本体の改正であり,第二段階は,それを受けての関係法令の改正である。

まず，答申は，「今後，政府においては，本審議会の答申を踏まえて，教育基本法の改正に取り組むことを期待する」と要請している。

文部科学省は，中教審答申が出た以上，できるだけ早期に法案成立を図りたい意向をもっていると思う。しかし，現下の政治状況等からみて，その成り行きは必ずしも透明ではないようだ。

というのは，①基本法改正に野党の反対があるのみならず,与党内にも公明党など慎重論があること，②今国会に国立大学法人法案など関係６法案を上程しており，文教政策としてはこれらの法案の成立が当面の優先課題であること，③イラク問題や北朝鮮問題の関連で，有事法制など喫緊の政治課題があること，④統一地方選挙や参議院選挙が迫っており，衆議院の解散もいつあるかわからないこと――などの状況があるからだ。

こうした状況を考えると，どの時点で改正法案を国会に上程するかは，かなり微妙な問題をはらんでいるように思う。なぜなら，政策当局者としては，教育基本法のような重要法案を国会に出したはいいが，思わぬハプニングで廃案になるような事態は避けたいという判断が働くに違いないからである。

次に，改正法案が成立した後，関係法令の改正が必要となる。この点について，答申は，「教育基本法改正の趣旨が教育制度全般に生かされるよう，学校教育法，社会教育法，生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律などに定める具体的な制度の在り方や，学習指導要領などの教育全般にわたって見直しを行うことが必要と考える」と指摘している。

学校教育法の教育目標の見直し

関係法令の改正をどの範囲でどの時期に行うかは，今後の政策課題となろうが，答申は，とくに教育理念の改正に関して，「学校教育法については，教育基本法改正に合わせて，各学校種ごとの目的，目標に関する規定などについて，見直す必要が生じると考えられる」と述べている。

答申は，現行法の理念に加えて，新たに「個性・能力・創造性の涵養」「公共への参画」「伝統・文化の尊重」「郷土や国を愛する心」など６項目を入れることを提言している。

こうした教育基本法の新たな理念に合わせて，学校教育法に定める各学校段階別の目的・目標を見直すとなると，あらためて中教審の初等中等教育分科会で審議することとなろう。また,学校教育の目的・目標を改めれば，当然，学習指導要領の見直しが必要となる。さらに，それに対応して教科書の改訂も要請される。

いずれにしても，今回の答申が学校現場で実践上の課題となるには,今しばらく時間がかかりそうだ。

（ひしむら・ゆきひこ＝公立学校共済組合理事長）

●…本紙は，購読料不要です。配信の中止・ＦＡＸ番号変更等の場合は，抹消・登録に必要な◎宛先，◎新・旧ＦＡＸ番号，等を必ずご明記くださるようお願いします。

■本紙は，小社ホームページでも閲覧できます

●新刊ご案内●　最新刊　好評発売中！　教育開発研究所刊
★重要答申・通知通達類を全文収録！　【監修】菱村　幸彦／B5 判 270 頁・定価 2625 円
『教職研修’03 情報版』
■研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24 時間受付・即日発送）